



7月の拡大統一行動が行われる!

毎月第3木曜日の行われている、拡大統一行動は7月14日(木)に行いました。

今回は2組に分かれ宣伝カーの運行と紹介のあった業者に商工新聞の購読を訴えました。残念ながら購読には至りませんでした。また来月には、挑戦していくつもりです。

また、今月行う「白河市」との交渉の申し入れも行いました。

白河市役所交渉を行ないます。是非参加して下さい。

令和3年8月2日(月)10時30分~

白河市役所地下第2会議室

業者からみた「新型コロナウイルス感染症」に関わる緊急要望です。

西郷村事業継続支援給付金

新型コロナウイルスの影響でR3年4月から6月までの間の売上のうち1か月の売上が元年または2年の同じ月で20%減少している中小企業者や小規模企業者 10万円

申請期間 令和3年7月12日~10月29日まで。

西郷村より案内と申請用紙が送付されています。

- 矢吹町店舗応援キャンペーン
感染症の防止対策への取組に対し「感染防止対策を徹底している安心して利用できる店舗」であることを認定し、認定書の交付やアクリル板の無償貸し出しなどを行なう。
- キャンペーン感染予防対策助成金
一店舗あたり3万円を上限に町が助成金の交付を行うもの。アルコール消毒やアクリル板、検温機器のなどの必要経費の助成をする。
- 事業継続給付金
感染症の影響により売上が減少し、事業継続に支障が生じている町内業者に維持継続のため緊急的な措置1事業所当たり10万円の交付

コロナ禍で売上の減少
**市町村の一時金等の
受付が始まりました。**

次回申請学習会
7月28日(水)
午後1時30分~

「税務調査10の心得」を改めて確認しておきましょう



納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう

- 1 自主申告は権利**
自主申告こそ納税者の基本的な権利です(国税通則法16条)
- 2 相手の身分確認を**
税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確認すること(国税通則法74条13)
- 3 不都合なら断りを**
事前通知を行うことが法定化されました。調査の日時、調査の場所について都合の悪いときは変更させることができます。事前通知のない調査のときはその理由を確認すること(国税通則法74条9、憲法13条・31条、国税庁の税務調査方針)
- 4 信頼できる立会人を**
納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですめること。「立ち会い理由の青色取消は不当」(春日裁判・東京高裁判決1993年2月23日に確定)
- 5 調査理由を確かめよう**
どんな理由で何の調査で来たのか理由を確認すること。「調査理由を開示すること」(憲法13条・31条、第72回国会で議決採択・1974年6月3日)
- 6 調査は目的の範囲に**
調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」(憲法13条・31条、国税庁の税務調査方針)
- 7 承諾なしの侵入は違法**
納税者の承諾なしに工場や店内に入るとは違法です。事務所、工場、店内、まして自宅まで一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」(憲法35条・住居の不可侵)
- 8 勝手な取り調べは違法**
検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあけたりする調査は違法。(北村人権裁判・大阪高裁判決、1998年3月19日に確定)また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと
- 9 承諾なしの反面調査は断る**
納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」(国税庁の税務調査方針)
- 10 印鑑は命**
印鑑は命。税務署員に「押印」を求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類(質問応答記録書など)でもその場ですぐ押さず、よく考えてからにすること(公務員の職務乱用罪・刑法193条)

白河税務署の異動がありました。

白河民商

発行所
白河市天神町28
白河民商五会
TEL(27)3161

8月の無料相談日
8月12日(木)午後4時~
「相談のある方は事前にお申し込みください」

